

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	処方せんの電子化と制度運用の実施
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子化された処方せんを IC カード型保険証に格納し授受することで、医療・薬剤分野における業務の効率化が見込まれるが、現状では、院外処方せんは「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法) の適用対象外とされている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について (平成 17 年 3 月 31 日医政発第 0331009 号、薬食発第 0331020 号、保発第 0331005 号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医療・薬剤分野における業務の効率化を推進するためにも、院外処方せんの電子化の実現に向け、早急に検討すべきである。 なお、医療情報ネットワーク基盤検討会が 2008 年 7 月にまとめた「処方せんの電子化について」においても、「処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない」、「真に有益な処方せんの電子化の実現に向けて、より詳細な検討を行っていくことが必要」とされており、実現にむけて早急な検討が求められる。